

継 続



滋賀県指令 長保 第1-701058-30号

## 営 業 許 可 証

氏 名 近江鋳業株式会社

平成30年10月17日 付けで申請のありました添加物製造業については食品衛生法（昭和22年法律第233号）第52条の規定により次の条件を付けて許可します

平成30年11月1日

滋賀県 長浜保健所長 山下 剛



1 名 称 近江鋳業

2 所在地 米原市長岡1780

3 業 種 添加物製造業

4 種 目

5 期 限 平成35年(2023年)10月31日 まで

6 条 件 申請のあった取扱品目の製造に限る

# 営業許可書

指令狭保 第 1-522 号  
平成 27 年 8 月 6 日

住所又は主たる事務所の所在地

氏名又は名称  
フイーネ株式会社  
今平 博康 様

埼玉県狭山保健所長 中島 守



平成 27 年 7 月 17 日 付けで申請のあった食品営業については、食品衛生法第 5 2 条 の規定により、下記のとおり許可する。

記

- 1 営業所の所在地  
埼玉県狭山市北入曽 8 2 6 - 1
- 2 営業所の名称、屋号又は商号  
フイーネ株式会社 狭山工場

3 許可事項

営業施設符号 76・215・026465

営業の種類	許可の有効期間			許可の条件
	許 年	可 月	期 日	
添加物製造業	27	8	31	
	[	以	下	]
		余	白	
		34	1	

教 示

- 1 審査請求について  
この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、埼玉県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 取消訴訟について  
この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日(1)の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、埼玉県を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において埼玉県を代表する者は、埼玉県知事です。ただし、この処分があったことを知った日(1)の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日(1)の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。